

財政援助団体等監査の結果

1 監査の期間

平成30年 1月25日から3月 1日

2 監査の対象

(1) 対象部課

教育委員会事務局 生涯学習課

(2) 対象事項

米津ふれあいセンター友の会に対する平成28年度米津ふれあいセンター指定管理料の支出状況及びこれに係る事業等の状況

3 監査の方法

所管課及び監査対象団体から提出された関係書類に基づき、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適切かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理業務について、施設の目的に沿った管理運営がなされているかどうかなどについて審査するとともに、監査対象団体職員及び所管部局職員の説明を聴取し監査を実施した。

4 監査の結果

指定管理業務については、施設の目的に沿った管理運営がされていると認められた。

ただし、指定管理に係る出納その他の事務において、以下に掲げるとおり、管理が不十分と思われる事項が見受けられた。今後は、適正な事務執行、施設管理がなされるよう十分留意し、改善、是正を要する事項についてはその措置を講じられたい。

- (1) 施設の利用許可申請書は、連続する申請番号が付され管理しているが、申請書を確認したところ、欠番でその申請書の保管のないもの、申請番号の書体が異なる若しくは手書きされているもの、番号が重複するものなどが見受けられた。申請書の連番管理は、申請書を適切に管理するための基本ともいうべきものであり、使用料にも関わる重要なものであるため、確実に適切な方法により管理されたい。
- (2) 契約事務において、清掃業務契約書で印紙の貼付もれがあった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。